

海老名市教育委員会

(平成30年 2月 定例会議事日程)

日時 平成30年 2月 9日(金)

午後 3時30分

場所 海老名市役所703会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 1号 東柏ヶ谷小学校給食調理業務等委託について

日程第 2 議案第 4号 組体操の実施に係る指針の運用について

日程第 3 議案第 5号 海老名市学校運営協議会規則の一部改正について

日程第 4 議案第 6号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び規則施行規程の一部改正について



海老名市教育委員会

平成30年 2月定例会

◇教育長報告

1 主な事業報告

- 1月19日（金） 教育委員会1月定例会
用務員会議
初任者授業参観（杉久保小）
校長教頭合同懇賀詞交換会
海老名市医師会新年会
- 20日（土） 災害対策本部オペレーションセンター訓練
- 21日（日） 交通指導員指導始式
市駅伝大会
えびなっ子駅伝
- 22日（月） よりよい授業づくり学校訪問（柏ヶ谷小）
雪に関する情報連絡会
神奈川新聞対応（部活動）
通学路除雪対応
- 23日（火） 小中学校登校時間9：30
雪に関する情報連絡会
- 24日（水） 最高経営会議
中央図書館平本館長補佐面談
地球のステージ桑山さん面談
さつき会市政懇談会
- 25日（木） 初任者授業参観（海老名中）
初任者授業参観（杉久保小）
合格豆腐寄贈セレモニー（海西中）
臨時英語教育推進協議会
- 26日（金） 自治会連絡協議会全体会
市長定例記者会見
海老名小児童面談
社会教育委員会議
部活動検討委員会

- 28日(日) 新東名高速道路開通式典
新春はやし叩き初め大会
- 29日(月) 1月臨時市議会
いじめ問題対策連絡協議会
- 30日(火) えびなっ子しあわせプラン推進委員会
狭山市教育委員会図書館視察対応
海老名青年会議所新年式典
- 31日(水) 朝のあいさつ運動(今泉小)
週部会
雪に関する情報連絡会
大入物産寄附対応
- 2月 1日(木) 朝会訪問(今泉中)
雪に関する情報連絡会
県央管内教育長会議
- 2日(金) 通学路巡視対応
海老名警察署管内学校・警察連絡協議会
- 3日(土) 第4回総合教育会議
- 5日(月) よりよい授業づくり学校訪問(東柏ヶ谷小)
初任者授業参観(柏ヶ谷中)
MOA美術館作品展打合せ
教育課題研究会
保護者負担経費検討委員会
- 6日(火) 2月校長会議
保健相談センター施設視察
新採用予定教職員面接
- 7日(水) 週部会
教育支援センター運営協議会
ひびきあう教育研究発表会(杉久保小)
- 8日(木) 2月教頭会議
新採用予定教職員面接
- 9日(金) 教育委員会2月定例会
学校ICT打合せ
学校応援団説明会打合せ
ひびきあう教育研究発表会(有馬小)



② 「こどもセンター」について

いよいよ、今月、19日から教育委員会事務局を含め教育部が、現保健相談センターの2階で業務を開始します。

海老名市教育委員会、みなさんの拠点もそこに移転することになります。

ご覧になったように、今は、文書や資料が入った段ボールが山積み状態です。今週の3連休に、引っ越しの第1陣となります。来週の土日が第2陣で、終了となります。

これを機に文書の整理をしているところで、すべてを処分したい気持ちですが、もちろん、そうはいかず、今のような状況になっているところです。

保健相談センターの2階は、受け入れのための改修が進み、私としては、新居に引っ越すような気分で楽しみにしているところです。

これまでに慣れているので、そこで仕事すること自体がさまざまな問題や支障が出ることと思いますが、万全の準備をして、まずは、市民に迷惑をかけないようにしなければならぬと思っています。

私は、「こどもセンター」に大きく2つのイメージを抱いています。

ひとつは、子どもの成長が見通せるサービスを提供できる場所ということ。

このことは、妊娠（出生）から就学前が保健福祉部、義務教育以後は教育部という、縦割りの事務所管を子どもの成長に沿って統一するというので、保健福祉部と教育部の綿密な話し合いが必要となります。

それぞれの事務はそれぞれで行うとして、お互いにお互いのことをよく知り、例えば、教育部の職員でも保育園や幼稚園のことをよく理解して、自分の職務分担を進めるということです。

職員の意識としては、教育部の職員ということではなく、「こどもセンター」の職員であるという改革が必要であると考えています。

具体としては、まずは、出生から義務教育段階までの子どもの成長に合わせたサービス（支援）がひと目でわかるようなリーフレットを作成し、市民が見通しをもって安心して子育てできるようにしていきたいと考えます。

それぞれの家庭の状況や子どもの特性に合わせて、きめ細かに相談に対応して、子どもの健やかな成長とともに子育ての喜びを実感できるように支えていくシステムを構築したいと考えています。



もうひとつは、子どもの成長にかかわる人たちが集う場所ということです。

子どもと保護者はもちろん、妊娠や出生にかかわる人たち、保育にかかわる人たち、教職員や子どもや学校を支援する人たちなど、子どもの成長にかかわるすべての人たちが、「こどもセンター」を中心とした、わかば会館、教育支援センターを含めたエリアに、気軽に集まれるようにしたいということです。

そのためには、3館のエリアマップを作成し、それを市民に周知し、集う人たちを、温かく迎えるという手立てが必要だと考えています。

このことについては、こどもセンター職員とわかばの職員、教育支援センターの職員で、お互いにアイデアを出し合い、創意工夫して進めていきたいと考えています。

私としては、まずは、こどもセンターの玄関に案内役を配置して、来られた方が困らないように、来てよかったと思っていただけるようにしたいと思っています。

また、私的な企画ですが、学校教育という領域では、事務的な用件だけでなく、教職員が気兼ねなく、学級経営のことや授業のことなどを相談できるようにしていきたいと思っています。そのために、教師塾のようなものを立ち上げたいと考えているところです。

私は、子どもの成長にかかわる多くの人たちが集い、子どもたちや自分たちのために、こうなりたい、こうしたいと夢を語れる場所になってほしいと願っているのです。

看板はどうするのだろうか。駐車場がいつもいっぱいなのはなぜだろうか。証明が暗い気がするのだけれど・・・。

教育部の移転が先行して行われて、保健福祉部は新年度に移動の作業をするということで、すぐには、私のイメージのようにはなりません。そして、具体の中では、さまざまな課題や問題点が生じることでしょう。

しかしながら、私としては、3年間をかけて、さまざまな課題や問題点を乗り越えて、海老名の子どもたちの今と将来のしあわせのために、子どもの成長にかかわる人たちの今と将来のしあわせのために、よりよい「こどもセンター」にしていきたいと考えています。

以上でございます。



報告第1号

東柏ヶ谷小学校給食調理業務等委託について

東柏ヶ谷小学校給食調理業務等委託について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成30年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

給食調理業務の委託化による入札後の委託業者が決定したため報告する

東柏ヶ谷小学校給食調理業務等委託について

標記業務について、8月の定例教育委員会にて東柏ヶ谷小学校の給食調理については、業務を委託することとして了承いただいたが、このたび業者選定を行い、業者が決定したため報告する。

1. 目的

民間企業の専門的な知識、技術及び柔軟性を取り入れて、食育の推進を基本とする学校給食の目的・目標を維持しつつ、経費の削減を図ることにより、将来にわたって、安定的に学校給食を提供するための調理体制を確立するため。

2. 委託期間

平成30年2月6日～平成32年7月31日

3. 選定業者

東京都台東区東上野一丁目14番4号

株式会社東洋食品

代表取締役 荻久保 英 男

契約金額 44,090千円

※入札参加業者8社

4. 委託業務の内容

- (1) 食材検収
- (2) 調理（食物アレルギー対応食の調理含む）、配膳
- (3) 調理室、調理器具等の清掃、洗濯
- (4) 食器類等の洗浄
- (5) 学校行事等への関わり
- (6) 災害時の炊き出し

※献立作成、施設の維持管理（保守、修理等）については引き続き就学支援課にて行う。

5. 今後のスケジュール

平成30年2月中旬	保護者へのお知らせ配付
3月	選定した業者による業務引継ぎ
4月	東柏ヶ谷小学校給食調理等業務委託開始

※給食の開始前に教職員を対象とした調理実践を実施

議案第4号

組体操の実施に係る指針の運用について

別紙のとおり、組体操の実施に係る指針の運用について、議決を求める。

平成30年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

「組体操の実施に係る指針」の運用について審議していただきたいため

組体操の実施に係る指針の運用について（案）

平成30年3月 日
海老名市教育委員会

海老名市立小中学校における組体操の実施に係る指針の運用について以下のとおりとする。

- 表現運動として1人技を中心とした組体操を行い、総合的に判断して演技の内容が十分に安全であると判断できる場合においては、担当する教職員の他に2名以上の教職員を配置しなくてもよいこととする。
- 表現運動として組体操を行う場合、2人以上が組む技については演技の内容を鑑み、担当する教職員の他に2名以上の教職員を配置しなければならない。

組体操の実施に係る指針

平成28年3月23日
海老名市教育委員会

海老名市立小中学校において、組体操を実施する場合は、児童生徒の安全を最優先とし、次の8項目を遵守して行うこととする。

- 1 学校教育活動として、運動会等で組体操を実施しようとする場合は、児童生徒の発達段階や運動能力等の実態と教職員の指導力等を考慮し、児童生徒、保護者の意見を参考に、安全上の問題点や教育的意義などについて、各学校で十分に話し合っ決定すること。
- 2 組体操の実施にあたっては、児童生徒と保護者に、ねらいと内容、安全対策等について、十分に周知すること。
- 3 組体操で取り組む技については、児童生徒の個々の発達段階や運動能力を考慮し、取り組む技の高さや難易度を競うことなく、安全を最優先に決定すること。また、技の習得にあたっては、普段の体育学習との関連を図ること。
- 4 組体操を指導する教職員は、組体操の指導法や安全面での配慮等についての研修会に参加したり、参考資料等を活用したりするなどして、指導力の向上を図ること。
- 5 組体操の指導にあたっては、安全確保と的確な指導のために、担当する教職員の他に、2名以上の教職員を配置すること。また、必要に応じて、外部指導者や保護者等の支援を受けるようにすること。
- 6 組体操の練習は、必ず、教職員の指導のもとで行なわせることとし、児童生徒のみでは絶対に行わせないこと。また、そのことを児童生徒に徹底すること。
- 7 教職員は、組体操の練習や演技にあたり、児童生徒の服装、サポーターなどの補助用具の使用、マットの使用等、安全対策を十分に施して行うこと。
- 8 学校教育活動として、運動会等で組体操を実施する場合、学校は、ねらい、内容、安全対策等を記載した計画書を作成し、事前に、教育委員会に提出すること。

議案第5号

海老名市学校運営協議会規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市学校運営協議会規則の一部改正について、議決を求める。

平成30年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市学校運営協議会規則の一部改正について審議していただきたいため

海老名市学校運営協議会規則の一部改正について

1 改正理由

平成29年4月1日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を踏まえ、海老名市として平成30年4月1日より学校運営協議会制度を本格導入するため。

2 改正案

別添新旧対照表のとおり

3 施行日

平成30年4月1日

学校運営協議会に関する地教法の主な改正内容(地教法第47条の6関係)H29.4.1改正

改正事項	これまでの現状・課題	改正内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	<ul style="list-style-type: none"> 協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務を課す。(第1項関係)
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加。必要な委員を追加。	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されているが、地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっている。 これまで委員は、地域住民や保護者一般が規定されているのみ。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会において、学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直す。(第1項関係) 協議の結果に関する情報を地域住民等に提供できるよう努める。(第5項関係) 学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えることとする。(第2項関係)
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命について、校長の関与は特段規定はなかった。校長とともに責任感を持つて学校運営に参画できる人材が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に当たり、校長が意見申出を行えることとする。(第3項関係)
④ 任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることが他、特段の規定がないが、依然抵抗力が強い。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような事項について教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることとする。(第7項関係)
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	<ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに協議会を設置することとされていたが、学校間の円滑な接続を図れるようにすることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 二以上の学校について一の協議会を置くことができることとする。(第1項関係)
⑥ 協議会の適正な運営を確保するために	<ul style="list-style-type: none"> これまでは、運営の適正を欠く場合には、その指定を取り消さなければならなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとする。(第9項関係)

『地域学校協働活動推進員』
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割。
想定される対象者として…

- ・地域コーディネーター
 - ・PTA関係者や経験者
 - ・退職教員 ・自治会関係者
 - ・社会教育施設関係者 等
- (社会教育法5条1項13～15)

校長がリーダーシップを発揮できる仕組み

小中一貫教育により、二校以上が密接に連携を取る場合において。

(文部科学省『学校運営協議会制度に係る改正事項について』より抜粋)

海老名市学校運営協議会規則【新旧対照表】

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>○海老名市学校運営協議会規則</p> <p>平成28年6月1日 教委規則第3号</p> <p>海老名市学校運営協議会規則</p> <p><u>(目的)</u> 第1条 この規則は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u>（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の6</u>第1項の規定に基づき、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する<u>学校運営協議会</u>（以下「協議会」という。）について、<u>必要な事項を定める。</u></p> <p><u>(趣旨)</u> 第2条 協議会は、<u>学校運営及び当該運営への必要な支援を協議する機関として、教</u> <u>育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並</u> <u>びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力</u>を進めることにより、 学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校を支援するとともに、児童生徒の豊かな学びと健やかな育ちの創造に取り組みものとする。</p> <p><u>(設置等)</u> 第3条 教育委員会は、前条に規定する趣旨が達成できると認められる<u>海老名市立小</u> <u>学校及び中学校（以下「学校」という。）</u>に、協議会を設置する<u>こ</u> <u>とができる。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会</u> <u>が2以上の学校の運営に相互に密接な連携を図る必要があると認める場合に</u> <u>は、2以上の学校について1の協議会を設置することができる。</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>前項の規定により協議会を設置するときは、当該協議会がその運</u> <u>営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）</u> <u>を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。</u></p> <p>3 教育委員会は、<u>第1項の規定により協議会を設置しようとするときは、</u> <u>当該対象学校の校長、当該学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者及び当該学</u> <u>校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。</u></p>	<p>○海老名市学校運営協議会規則</p> <p>平成28年6月1日 教委規則第3号</p> <p>海老名市学校運営協議会規則</p> <p><u>(設置)</u> 第1条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u>（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の5</u>第1項の規定に基づき、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、<u>教育委員会が指定する学校に学校運営協議会</u> <u>（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(協議会の役割)</u> 第2条 協議会は <u>保護者、地域住民の学校運営への参画</u> <u>の促進及び協働</u>を進めることにより、 学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校を支援するとともに、児童生徒の豊かな学びと健やかな育ちの創造に取り組みものとする。</p> <p><u>(指定)</u> 第3条 教育委員会は、<u>前条の規定による役割が達成できると認められるときは</u> <u>とができる。</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>前項の規定による指定（以下「指定」という。）をするときは、</u> <u>指定しようとする学校の校長、保護者、地域住民等の</u> <u>意向を踏まえるものとする。</u></p>

(基本方針の作成等)

第4条 対象学校 _____ の校長は、次に掲げる事項に

ついて 毎年度基本 _____ 方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び運営方針

(2) 教育課程の編成に関する基本方針

(3) 前2号に掲げるもののほか学校運営に関し必要な事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 第4条の規定により作成した基本方針に関すること。

(2) 学校及び児童生徒に係る地域の課題に関すること。

(3) 学校及び児童生徒への支援に関すること。

(4) 学校及び児童生徒の教育に関する教育委員会への意見に関すること。

(学校運営に関する意見の申し出)

第6条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度に1回以上、対象学校の運営状況等について、評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必

3 指定の期間は、指定の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再指定することができる。

4 教育委員会は、協議会の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、学校の指定を取り消すものとする。

(基本方針の作成等)

第4条 指定を受けた学校 (以下「指定学校」という。)の校長は、法第47条の5第

3項に基づいて毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

要な支援に関する協議の結果に関する情報を、積極的に提供するよう努めるものと
する。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校が所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童、生徒、幼児の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の構成等)

第9条 協議会の委員は、20人以上とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 対象学校の学区内に居住する住民
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員

(6) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(7) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに補欠の委員を任命するものとする。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の身分)

第10条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤特別職の職員とする。

(委員の報酬)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の規定に基づき、市長と協議

(委員の構成等)

第5条 協議会の委員は、20人以上とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 指定学校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 指定学校の学区内に居住する住民
- (4) 指定学校の校長
- (5) 指定学校の教職員

(6) 前各号のほかに教育委員会が適当と認める者

2 指定学校の校長は、委員について候補となる者を教育委員会に推薦することができ、

3 教育委員会は、前項の規定による委員の推薦が指定学校の校長からあったときは、これを尊重する。

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間（委嘱又は任命の日から2年間を経過する前に当該指定学校の指定の期間が満了し、又は指定を取り消したときは、当該指定の期間が満了する日又は当該指定を取り消した日までの期間）とする。

5 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を任命することができ、この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

の上、別に定める。

(守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、前項に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員にふさわしくない非行を行うこと。

(2) 営利行為、政治活動、宗教活動等その委員としての地位を不当に利用するな

ど、その職を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるようなこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたすこと。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、会長及び副会長の選出について協議会が別に定める場合は、この限りでない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(研修等)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、会長及び副会長の選出について協議会が別に定める場合は、この限りでない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(研修等)

第10条 教育委員会は、委員に対し必要な研修その他委員の資質向上に資するものを行うものとする。

2 教育委員会は、委員に対し必要な情報提供に努めるものとする。

(協議及び助言)

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び

助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったとき、又は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) **第12条**の規定に違反したと認められるとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要事項は、教育委員会が別に定める。

助言を行うものとする。

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったとき、又は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) **第6条**の規定に違反したと認められるとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会に關し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

海老名市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

海老名市学校運営協議会規則（平成28年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「地方教育行政」を「この規則は、地方教育行政」に、「第47条の5」を「第47条の6」に、「は、教育委員会が指定する学校に」を「が設置する」に、「を設置する」を「について、必要な事項を定める」に改める。

第2条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「協議会は」の次に「、学校運営及び当該運営への必要な支援を協議する機関として、教育委員会及び校長の権限及び責任の下」を加え、「の学校運営」を「等の学校運営」に、「の促進及び協働」を「並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力」に改める。

第3条の見出しを「（設置等）」に改め、同条第1項中「の規定による役割」を「に規定する趣旨」に、「ときは」を「海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に」に改め、「学校を指定する」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を設置することができる。

第3条第3項及び第4項を削り、同条第2項中「前項の規定による指定（以下「指定」という。）を」を「第1項の規定により協議会を設置しよう」とに、「指定しようとする」を「当該対象」に、「保護者、地域住民等」を「当該学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民」に、「意向を踏まえる」を「意見を聴く」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

第4条第1項中「指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）」を「対象学校」に、「法第47条の5第3項に基づいて」を「次に掲げる事項について」に、「基本的な」を「基本」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 教育目標及び運営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) その他学校運営に関し必要な事項

第4条第2項中「指定」を「対象」に改める。

第13条中「協議会に関し」を削り、同条を第19条とする。

第12条第1号中「第6条」を「第11条」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第18条とする。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

第11条の見出しを「（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）」に改め、同条中「行う」の次に「とともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第17条とする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

第10条第1項中「対し必要な研修その他委員の資質向上に資するもの」を「対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等」に改め、同条第2項を削り、同条を第16条とする。

第9条を第15条とし、第8条を第14条とし、第7条を第13条とする。

第6条の見出し中「義務」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

2 委員は、前項に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員にふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等その委員としての地位を不当に利用するな

ど、その職を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるようなこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたすこと。

第5条第1項第2号から第5号までの規定中「指定」を「対象」に改め、同項第6号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 対象学校の運営に資する活動を行う者

第5条第2項を次のように改める。

- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

第5条第3項を削り、同条第4項中「(委嘱又は任命の日から2年間を経過する前に当該指定学校の指定の期間が満了し、又は指定を取り消したときは、当該指定の期間が満了する日又は当該指定を取り消した日までの期間)とする」を「とし、再任を妨げない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「場合は」を「ときは、教育委員会は、速やかに」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条を第9条とし、第4条の次に次の4条を加える。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 第4条の規定により作成した基本方針に関すること。
- (2) 学校及び児童生徒に係る地域の課題に関すること。
- (3) 学校及び児童生徒への支援に関すること。
- (4) 学校及び児童生徒の教育に関する教育委員会への意見に関すること。

(学校運営に関する意見の申し出)

第6条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ

め対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度に1回以上、対象学校の運営状況等について、評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、積極的に提供するよう努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校が所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童、生徒、幼児の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

第9条の次に、次の2条を加える。

(委員の身分)

第10条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤特別職の職員とする。

(委員の報酬)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の規定に基づき、市長と協議の上、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第6号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び規則施行規程の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び規則施行規程の一部改正について、議決を求める。

平成30年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

学校評議員の条項を削除することに伴い規則内の条項を整理するため

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び規則規程の一部改正について

1 改正の理由

学校運営協議会の設置に伴い所要の改正を行うため

2 改正の内容

新旧対照表及び改正文については、別紙参照

3 施行期日

平成30年4月1日 施行

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>○海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p> <p>昭和35年4月30日 教委規則第1号</p> <p>海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 開校記念日</p> <p>(4) 学年始休業 4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあつては 4月1日から4月5日まで（4月6日が第2号に該当する場合は 4月1日から4月7日まで）</p> <p>(5) 夏季休業 7月21日から8月26日まで</p> <p>(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(7) 学年末休業 3月26日から3月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ<u>海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>に届け出て、同項に規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。</p> <p>(振替授業)</p> <p>第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日とを又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。</p> <p>(1) 運動会等恒例の学校行事を行う場合</p> <p>(2) その他教育の実施上、特に必要と認める場合</p> <p>2 校長は、前項第2号の理由により振替を行うときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>に届</p>	<p>○海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p> <p>昭和35年4月30日 教委規則第1号</p> <p>海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 開校記念日</p> <p>(4) 学年始休業 4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあつては 4月1日から4月5日まで（4月6日が第2号に該当する場合は 4月1日から4月7日まで）</p> <p>(5) 夏季休業 7月21日から8月26日まで</p> <p>(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(7) 学年末休業 3月26日から3月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>に届け出て、同項に規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。</p> <p>(振替授業)</p> <p>第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日とを又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。</p> <p>(1) 運動会等恒例の学校行事を行う場合</p> <p>(2) その他教育の実施上、特に必要と認める場合</p> <p>2 校長は、前項第2号の理由により振替を行うときは、あらかじめ<u>海老名市教育委</u></p>

け出なければならぬ。

第5条から第23条まで 略

員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならぬ。

第5条から第23条まで 略

（学校用務員）

第24条 学校に学校用務員を置くことができる。

2 学校用務員は、校長の監督を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

（学校調理員）

第24条の2 学校に学校調理員を置くことができる。

2 学校調理員は、校長の監督を受け、学校給食の調理に従事する。

（学校安全監視員）

第24条の3 学校に学校安全監視員を置くことができる。

2 学校安全監視員は、校長の監督を受け、児童・生徒の安全確保のために学校敷地内及びその周辺の安全監視業務に従事する。

（職員会議）

第24条 学校に校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 職員会議の構成、運営等に関して必要な事項は、校長が定める。

（企画会議）

第25条 学校に、企画会議を置く。

2 企画会議は、校長が招集し、主宰する。

3 企画会議においては、校長がつかさどる校務を補助するため、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。

4 企画会議は、校長、教頭、第14条第2項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。

5 前各項に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。

（職員会議）

第25条 学校に校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 職員会議の構成、運営等に関して必要な事項は、校長が定める。

（企画会議）

第25条の2 学校に、企画会議を置く。

2 企画会議は、校長が招集し、主宰する。

3 企画会議においては、校長がつかさどる校務を補助するため、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。

4 企画会議は、校長、教頭、第14条第2項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。

5 前各項に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。

（学校評議員）

第26条 小学校及び中学校に学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 他に必要な事項は、教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

<p>(休暇)</p> <p>第26条 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 校長の休暇が3日を超える場合は、教育長が行う。</p> <p>(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれのある場合は、教育委員会の意見をきいて、校長が行う。</p> <p>(3) 前各号以外の場合は、校長が行う。</p> <p>(出張)</p> <p>第27条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、その日数が5日を超える場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。</p> <p>2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。(施設等の管理)</p> <p>第28条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。</p> <p>2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、施設及び設備を目的外に使用するとき、当該校長の許可を得なければならない。ただし、別に定めがある場合はその限りではない。(施設等の滅失、棄損)</p> <p>第29条 校長は、学校の施設及び設備等の滅失、棄損が生じたときは速やかに教育委員会に状況を報告しなければならない。</p> <p>(防災計画)</p> <p>第30条 校長は、防災に関する計画を当該年度の始期に教育委員会へ提出しなければならない。</p> <p>(宿日直)</p> <p>第31条 校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。(事故の報告)</p> <p>第32条 校長は、職員及び児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもって、その詳細を報告しなければならない。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第27条 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 校長の休暇が3日を超える場合は、教育長が行う。</p> <p>(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれのある場合は、教育委員会の意見をきいて、校長が行う。</p> <p>(3) 前各号以外の場合は、校長が行う。</p> <p>(出張)</p> <p>第28条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、その日数が5日を超える場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。</p> <p>2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。(施設等の管理)</p> <p>第29条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。</p> <p>2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、施設及び設備を目的外に使用するとき、当該校長の許可を得なければならない。ただし、別に定めがある場合はその限りではない。(施設等の滅失、棄損)</p> <p>第30条 校長は、学校の施設及び設備等の滅失、棄損が生じたときは速やかに教育委員会に状況を報告しなければならない。</p> <p>(防災計画)</p> <p>第31条 校長は、防災に関する計画を当該年度の始期に教育委員会へ提出しなければならない。</p> <p>(宿日直)</p> <p>第32条 校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。(事故の報告)</p> <p>第33条 校長は、職員及び児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもって、その詳細を報告しなければならない。</p>
---	---

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(委任)

第34条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「あらかじめ」の次に「海老名市」を、「教育委員会」の次に「（以下「教育委員会」という。）」を加える。

第4条第2項中「海老名市」及び「（以下「教育委員会」という。）」を削る。

第24条、第24条の2及び第24条の3を削り、第25条を第24条とし、第25条の2を第25条とし、第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。

第34条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「の実施に関し」を「に定めるもののほか」に改め、「教育委員会が」の次に「別に」を加え、同条を第33条とする。

附 則

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程 新旧対照表

新	旧
<p>○海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程 平成13年3月23日 教委訓令第1号</p> <p>海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号。以下「規則」という。）第33条の規定に基づき、規則の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第9条まで 略</p> <p>(休暇の承認願い)</p> <p>第10条 規則第26条第1号に規定する休暇の承認は、休暇承認申請書（第19号様式）により行うものとする。</p> <p>(出張手続)</p> <p>第11条 規則第27条第1項に規定する出張の指示は、出張承認申請書（第20号様式）により行うものとする。</p> <p>2 規則第27条第2項に規定する出張の承認は、学校長出張承認申請書（第21号様式）により行うものとする。また、出張後の復命は、公務旅行（宿泊）復命書（第22号様式）により行うものとする。</p> <p>(施設等の滅失、棄損の報告)</p> <p>第12条 規則第29条に規定する学校の施設及び設備等の滅失又は棄損の報告は、学校施設等の滅失・棄損報告書（第23号様式）により行うものとする。</p> <p>(防災計画の報告)</p> <p>第13条 規則第30条に規定する学校の防災計画の報告は、防災計画報告書（第24号様式）により行うものとする。</p>	<p>○海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程 平成13年3月23日 教委訓令第1号</p> <p>海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号。以下「規則」という。）第34条の規定に基づき、規則の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第9条まで 略</p> <p>(休暇の承認願い)</p> <p>第10条 規則第27条第1号に規定する休暇の承認は、休暇承認申請書（第19号様式）により行うものとする。</p> <p>(出張手続)</p> <p>第11条 規則第28条第1項に規定する出張の指示は、出張承認申請書（第20号様式）により行うものとする。</p> <p>2 規則第28条第2項に規定する出張の承認は、学校長出張承認申請書（第21号様式）により行うものとする。また、出張後の復命は、公務旅行（宿泊）復命書（第22号様式）により行うものとする。</p> <p>(施設等の滅失、棄損の報告)</p> <p>第12条 規則第30条に規定する学校の施設及び設備等の滅失又は棄損の報告は、学校施設等の滅失・棄損報告書（第23号様式）により行うものとする。</p> <p>(防災計画の報告)</p> <p>第13条 規則第31条に規定する学校の防災計画の報告は、防災計画報告書（第24号様式）により行うものとする。</p>

<p>(事故の報告) 第14条 規則<u>第32条</u>に規定する事故の報告は、事故報告書（第25号様式）により行うものとする。</p>	<p>(事故の報告) 第14条 規則<u>第33条</u>に規定する事故の報告は、事故報告書（第25号様式）により行うものとする。</p>
---	---

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行
規程の一部を改正する規定

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規定(平成 13
年教委訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 34 条」を「第 33 条」に改める。

第 10 条中「第 27 条」を「第 26 条」に改める。

第 11 条中「第 28 条」を「第 27 条」に改める。

第 12 条中「第 30 条」を「第 29 条」に改める。

第 13 条中「第 31 条」を「第 30 条」に改める。

第 14 条中「第 33 条」を「第 32 条」に改める。

附 則

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

